



飲酒運転は絶対しない！させない！許さない！

7月は飲酒運転根絶強化月間です！

実施要綱

1 目的

飲酒運転による交通事故が多発する夏の時期に、飲酒運転根絶の機運を高め、取締りの強化等を行うことで、飲酒運転による悲惨な交通事故を防止する。

2 期間

令和8年7月1日（水）～ 令和8年7月31日（金）

毎月10日は「県民交通安全の日（※）」です。

（※）地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日

3 運動の重点

- ◎飲酒運転を許さない環境づくりの推進
- ◎飲酒運転とその周辺者に対する取締りの強化
- ◎広報啓発活動の強化

4 推進方法

推進機関・団体は、相互に連携を密にして、それぞれの立場に応じ、積極的に安全教育や交通環境の整備、道路交通秩序の維持改善に努め、各組織に具体的推進事項を周知徹底させるとともに、新聞、テレビ、広報紙等を活用した広報啓発により幅広い「県民総ぐるみ運動」として盛り上がるよう努めます。

令和7年度交通安全ポスターコンクール
中学校の部 金賞 江藤佑希さんの作品



具体的推進項目

運転者・同乗者は…

- 飲酒運転は重大な犯罪であり、「絶対にしない・させない・許さない」を徹底しましょう。
- 翌日に運転する場合は、飲酒量や飲酒時間に注意し、体内にアルコールが残らないようにしましょう。
- 飲酒運転をするおそれのある者に車両等を提供したり、酒類を提供したり、飲酒を勧めたりすること、また、飲酒運転と知りながら同乗することは処罰の対象となります。

家庭・地域・学校・職場では…

- 地域ぐるみで飲酒運転を絶対にさせない・許さない環境づくりを促進しましょう。
- 事業者は、アルコール検知器の適正な使用と厳正な点呼の実施を徹底しましょう。
- 飲食店における飲酒運転をするおそれのある者への酒類提供の禁止とハンドルキーパー運動の周知徹底を図りましょう。
- 飲酒運転の危険性、責任の重大性について繰り返し啓発し、規範意識の高揚を図りましょう。

自転車や特定小型原動機付自転車の飲酒運転も犯罪です。

■令和7年中の県内の飲酒運転事故

発生件数	34件 (-2件)
死者	2人 (-3人)
負傷者	43人 (+4件)

() 内は前年比

■飲酒運転はなぜ危険？

令和7年中の全国の飲酒運転による交通事故件数は2,283件で、飲酒運転による死亡事故率は、飲酒していない場合に比べ、**約6.9倍**も高くなっています(警察庁調べ)。



※死亡事故率=死亡事故件数÷交通事故件数×100%

(資料：警察庁、内閣府)

■飲酒運転には厳しい行政処分と罰則が！

	酒酔い運転	酒気帯び運転
行政処分	<ul style="list-style-type: none"> 基礎点数 35点 免許取消し (欠格期間 3年) ※ 	<ul style="list-style-type: none"> 呼気中アルコール濃度 0.15mg/l 以上 0.25mg/l 未満 <ul style="list-style-type: none"> 基礎点数 13点 免許停止 (期間 90日) ※ 呼気中アルコール濃度 0.25mg/l 以上 <ul style="list-style-type: none"> 基礎点数 25点 免許取消し (欠格期間 2年) ※
罰則	<ul style="list-style-type: none"> 運転者: 5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金 車両等の提供者: 5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金 酒類の提供者・車両の同乗者: 3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 	<ul style="list-style-type: none"> 運転者: 3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 車両等の提供者: 3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 酒類の提供者・車両の同乗者: 2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

※前歴及びその他の累積点数がない場合

■社用車を運転する時は、安全運転管理者のアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が「義務化」されています。

令和4年

4月1日施行

- ☑運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- ☑酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること

令和5年

12月1日施行

- ☑運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと
- ☑アルコール検知器を常時有効に保持すること

アルコールチェック義務化の詳細は、宮崎県警察本部のホームページをご覧ください。

○県交通安全協会からのお知らせ

一般財団法人宮崎県交通安全協会の活動について

(一財)宮崎県交通安全協会が行っている交通安全広報啓発活動

幼稚園・小中学校での交通安全教室

高齢者の方々への訪問指導

各種交通安全運動キャンペーンの実施



等は、皆様から免許更新時にご協力いただいた『交通安全協会費=2,000円』によって支えられています。

入会は各地区交通安全協会でも加入できます。皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

交通安全協会の活動はこちらからご覧いただけます→



宮崎県交通事故相談所の案内

県では、専門の相談員による無料の交通事故相談所を開設しています。(電話相談可)

【場所】

宮崎市橘通東2丁目10番1号

県庁1号館4階 ☎ 0985-26-7039

【相談日時】

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後3時30分

※受付は午後3時まで

※面談による相談を希望される方は、事前に電話でお申し込みください。

安全運転相談のご案内

県警では、各免許センターや警察署で、警察職員や看護師が、身体の障がいがある方、認知症などの一定の病気に該当し、または該当するおそれがある方、運転に不安を感じている方、その家族等からの相談を受け付けています。(秘密は厳守します。)

【相談日時・窓口】

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前10時～午後5時 ※ 事前に電話をお願いします。

○宮崎運転免許センター ☎ 0985-24-9999(音声案内2番)

○都城運転免許センター ☎ 0986-25-9999(直通)

○延岡運転免許センター ☎ 0982-33-9999(直通)

○安全運転相談ダイヤル #8080

⇒ 平日 午前8時30分～午後5時15分